岩田合同法律事務所　ニュースレター
2025 年 9 月号

金融法務

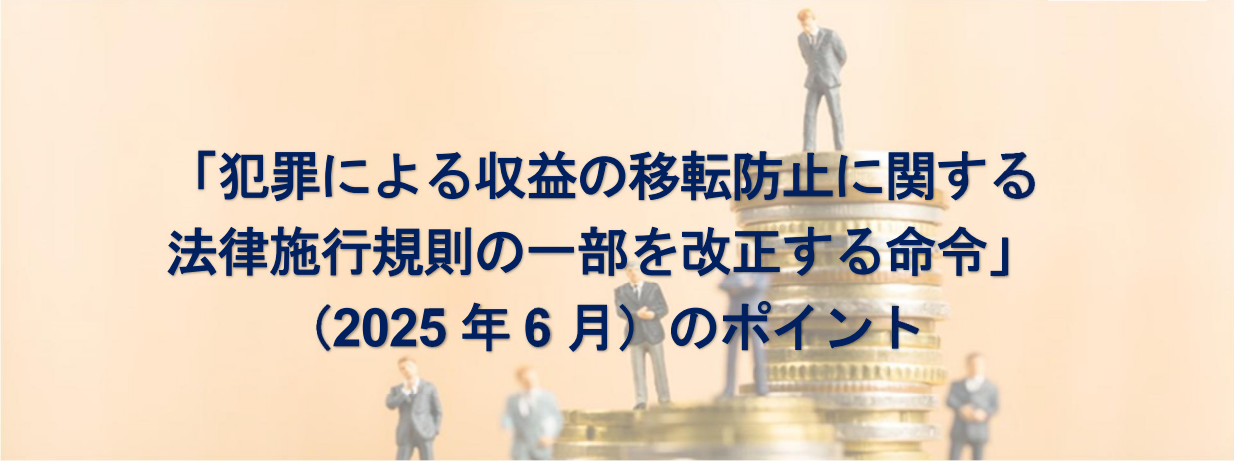

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（2025 年 6 月）のポイント

弁護士　金木伸行
弁護士　堀川綾花

1．はじめに

警察庁等は、令和 7 年 6 月 24 日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集結果を公表しました[1][2]。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（以下「本改正」といいます。）[3]は令和 9 年 4 月 1 日に施行されることとされています[4]。

本改正は、特殊詐欺や SNS 型投資詐欺等において、本人確認書類の偽造等により不正に開設された架空・他人名義の口座が振込先として悪用されている例が多くみられ、特に非対面で行われる郵送や eKYC では確認の精度を欠くことが指摘されていたことを踏まえ[5]、非対面取引における本人特定事項の確認方

---

[1] 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集結果について
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120250002&Mode=1

[2] 同日、スマートフォンに搭載された特定電磁的記録の送信等による本人確認方法を新設する「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集結果も公表されており、同日施行されています。
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120250007&Mode=1

[3] 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000294592

[4] 警察庁・意見公募要領別紙
https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000294589

[5] 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査（令和 6 年 11 月）」58 頁以下参照
https://www.npsc.go.jp/policy/list/sotai/sotai20241128.pdf
金融庁「マネー・ロンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）」31 頁
https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/01.pdf
金融庁「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年 6 月）」40 頁
https://www.fsa.go.jp/news/r6/20250627/01.pdf

© IWATA GODO 2025

法のうち、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い方法を廃止する観点で行われるものです[6]。本稿では、本改正のポイントを解説いたします。

なお、以下では、本改正による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則を「改正規則」、改正前のものを「現行規則」と呼称しております。

２．本改正のポイント

（1）オンラインによる本人特定事項の確認について

現行規則においては、オンラインでの本人特定事項の確認方法として、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、写真付き本人確認書類の画像（氏名、住居、生年月日、写真、当該本人確認書類の厚みその他の特徴が確認できるもの）及び容貌の画像の送信を受ける方法で本人特定事項の確認をすることが可能とされています（現行規則６条１項１号ホ）。

しかしながら、かかる確認方法では事前に撮影した画像を使用する等の不正を完全に防止することは難しく、対策として画像の撮影時にランダムな数字等を記載した紙と一緒に撮影する、ランダムなポーズを取らせるなどの対策が必要であるとされていました[7]。また、本人確認書類の「厚みその他の特徴」を確認するにあたっては、本人確認書類を斜めに傾け、本人確認書類の記載の全部又は一部が写るように撮影するなどの対策が必要であるとされていました[8]。このように、画像のみを用いた確認方法では、撮影時に顧客が留意すべき点が多く、顧客に一定の負担を強いていました。

このような背景を踏まえ、本改正においては、上記の確認は廃止されています。

同様に、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認書類の画像又は IC チップ情報の送信を受ける確認方法（現行規則 6 条 1 項 1 号ト）についても、本人確認書類の画像の使用は削除され、本人確認書類の IC チップ情報の送付に一本化されています（改正規則６条１項１号へ）。

このように、改正規則においては、本人確認書類の画像情報を用いる方法は完全に廃止され[9]、改正後に使用可能な本人確認書類を用いたオンラインによる本人特定事項の確認方法は、以下のとおりとなります。

- 写真付き本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報及び容貌の画像の送信を受ける方法（改正規則６条１項１号ホ）

---

[6] 前掲脚注５
[7] 金融庁「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向け Q&A」No62 参照 https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kakunin-qa/1.xlsx
[8] 前掲脚注７・No34 参照
[9] 郵送での本人特定事項の確認においても、本人確認用画像情報（本人確認書類の画像情報で、氏名、住居、生年月日、当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認できるもの）の送信を用いた方法（現行規則６条１項１号チ）を廃止しています（改正規則６条１項１号ト）。なお、顧客の容貌の画像を用いた確認方法は、改正規則６条１項１号ホにおいて残置されています。

© IWATA GODO 2025

- 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報の送信を受けるとともに、銀行等他の特定事業者が保存している確認記録に記録されている当該顧客等との同一性を確認していることを確認する方法（改正規則６条１項１号ヘ(1)）
- 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報の送信を受けるとともに、当該顧客等の預貯金口座へ金銭の振込みを行い、当該顧客等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受ける方法（改正規則６条１項１号ヘ(2)）

(2) 郵送による本人特定事項の確認について

本人確認書類の写しを用いた郵送での確認については、その手触りや質感から偽変造を確認できないため、確認の精度を欠くことが指摘されていました[10]。

そこで、本改正では、2 種類の本人確認書類の写し、又は、本人確認書類の写し及び住居の記載がある補完書類もしくはその写しの送付を受けることによる確認方法は廃止されています（現行規則６条１項１号リ）。

これにより、本人確認書類の写しを用いた確認は、偽変造によるなりすましのリスクが比較的低い[11]、給与等の振込用の預貯金口座やマイナンバーの提供を受けての証券口座の開設の場合にのみに用いることができることとなります（改正規則６条１項１号チ）。

また、IC チップ付きの本人確認書類を保有しない者等への対応として、偽造を防止するための措置が講じられた一定の本人確認書類の原本の送付を受ける方法も存置されており[12]、具体的には、改正規則７条１項１号ニに規定されている本人確認書類（印鑑登録証明書等）の原本の送付を受けて、当該本人確認書類に記載された住居宛に取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法が定められています（改正規則６条１項１号ト）。

改正規則においては、郵送による本人特定事項の確認の方法は、以下のとおりとなります。

- 改正規則７条１号ニに規定されている本人確認書類の原本の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載された住居宛に取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法（改正規則６条１項１号ト）
- 給与等の振込用の預貯金口座やマイナンバーの提供を受けての証券口座の開設の場合であって、改正規則７条１号１号又は４号に定める本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている住居宛に取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法（改正規則６条１項１号チ）

---

[10] 前掲脚注５
[11] 前掲脚注４
[12] 警察庁「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に係るＱ＆Ａ」No1 参照
https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/25062402qa.pdf

© IWATA GODO 2025

(3) 非居住外国人（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法 17 条 3 号に規定する国外転出者）の本人特定事項の確認について[13]

上記のとおり、本改正により、本人確認書類として、本人確認書類の画像や写しが使用できなくなるうえ、改正規則 7 条 1 号ニに規定する「これらに類するもの」が非居住外国人には想定されていない[14]ことから、非居住外国人である顧客等について、非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなってしまうことを防止するため[15]に、改正規則においては、非居住外国人にのみ適用可能な、緩やかな確認方法が設けられました。

具体的には、本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法（改正規則 6 条 1 項 1 号カ）と、2 種類の本人確認書類の写し又は本人確認書類の写し及び補完書類もしくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法（改正規則 6 条 1 項 1 号ヨ）の 2 種類となります。これらの方法は、現行規則 6 条 1 項 1 号チ、同ホの一部と同様の内容であるため、その限りでは、現行規則における解釈が引き続き妥当します[16]。

改正規則 6 条 1 項 1 号カ及び同ヨの規定により、顧客等に非居住外国人が多い金融機関においても、複雑な方法を経ることなく取引時確認を行うことができることが期待されます。

(4) 顧客等が法人の場合について

現行規則において、法人である顧客等については、本人確認書類の又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類等に記載されている当該顧客等の本店等に宛てて取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法による本人特定事項の確認が可能とされていますが（現行規則 6 条 1 項 3 号ニ）、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、本改正では、原則として写しの利用は不可となりました（改正規則 6 条 1 項 3 号ニ）。

他方で、外国法人である場合には、顧客等が非居住外国人等である場合と同様に、本人確認書類の写しが引き続き利用できることとされています（同条項）。当該規定における外国法人には、日本国内に支店や営業所を設置しているものも含め、外国に本店又は主たる事務所を有する法人も含むものとされています[17]。

(5) 本人確認書類に現在の住居の記載がない場合などの確認方法について

現行規則では、特定事業者が提示・送付を受けた本人確認書類等に、顧客等の現在の住居等の記載がないときには、追加で他の本人確認書類もしくはその写し又は補完書類もしくはその写しの送付を受けることで、住居等の確認をすることが認められていますが（現行規則 6 条 2 項）、改正規則では、（顧客

[13] 特定事業者は、当該顧客等が非居住外国人であるか否かにつき本人確認書類の住所欄から判断することとなります。（前掲脚注 12・No14 参照）
[14] 前掲脚注 12・No21 参照
[15] 前掲脚注 4
[16] 前掲脚注 12・No18 参照
[17] 前掲脚注 12・No23 参照

© IWATA GODO 2025

等が非居住外国人や外国法人である場合を除いて、）本人確認書類の写しや補完書類の写しの送付による住居等の確認は認められないこととなりました（改正規則６条２項）。

なお、電子媒体で発行された領収書等の書類データについては、例えば、専用のウェブサイトから１度に限りダウンロードできる公共料金の領収書データであれば、補完書類の原本として扱われるとされています[18]。

（6）本人確認書類について

改正規則７条１項１号ニでは、本人確認書類として、「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられた書類」が、新たに定められました[19]。

ここで「偽造を防止するための措置」とは、改ざん防止用紙（専用紙）を用いて作成されていることや、コピーすると文字が浮かび上がる「けん制文字」が想定されており、例えば、所得証明書等がこれに当たります[20]。

３．まとめ

以上のとおり、本改正により本人特定事項の確認方法が厳格化されることとなります。

また、本改正の施行日は令和９年４月１日とされてはおりますが、金融庁は、業界団体との意見交換会等を通じて金融機関に対し、施行日前の早期の対応を要請しており、金融機関においては、従来の確認方法が改正規則の内容に即したものとなっているかを確認するとともに必要に応じてシステムの改修や社内規程等の改訂等速やかな対応が求められています。

---

[18] 前掲脚注 12・No28 参照

[19] なお、現行規則では、印鑑登録証明書について、「特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書」と、それ以外の印鑑登録証明書が区別されていましたが（現行規則７条１項１号ハ、ニ）、かかる区別は、押印を不要とする動きが急速に進んでいることを受けて廃止され、改正規則では単に「印鑑登録証明書」に統合されています（改正規則７条１項１号ニ）。

[20] 前掲脚注 12・No30,31 参照

© IWATA GODO 2025

【執筆者】

金木 伸行（弁護士）
E-mail: nobuyuki.kaneki@iwatagodo.com

早稲田大学法学部卒業、早稲田大学法科大学院卒業、2018 年弁護士登録。都市銀行法務部への出向経験を有し、金融規制法に関する法的助言を始めとする金融分野に関する案件を主として取り扱っているほか、不動産、労務分野に関する案件を多く担当する。

堀川　綾花（弁護士）
E-mail: ayaka.horikawa@iwatagodo.com

中央大学法学部３年次卒業、東京大学法科大学院卒業、2025 年弁護士登録。バンキング、レギュラトリーをはじめとする金融分野、危機管理、労務分野、ジェネラルコーポレート等企業法務全般を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。　創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目４番１号　丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所　広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。

© IWATA GODO 2025